

(4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成25年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を1割とし、県は、損害賠償金3,423円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生日

平成25年4月10日

(2) 事故発生場所

鳥取市青葉町三丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課所属の職員が、公務のため軽貨

物自動車で、片側二車線道路の中央側車線を走行中、外側車線から中央側車線に車線変更してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と接触し、同車両が破損したものである。